



Title	民間人保護を巡る正戦論への建設的批判
Author(s)	眞嶋, 俊造
Citation	応用倫理, 1, 57-70
Issue Date	2009-03
DOI	https://doi.org/10.14943/ouyourin.1.57
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51742
Type	departmental bulletin paper
File Information	05_majima_oyorinri_no1.pdf



民間人保護を巡る正戦論への建設的批判

眞嶋俊造（北海道大学）

はじめに

戦争や他の武力紛争における倫理的問題は、これまで正戦論の枠組みを用いて論じられてきた。正戦論は四世紀にキリスト教が軍事化していく過程に起源を持ち、その後のキリスト教神学・社会倫理と密接に結びついて中世から啓蒙期にかけて大きく発展し、その一部が世俗化し、戦争に関する国際法を形成するようになった。現代においてはヴェトナム戦争を契機として特にアメリカ・イギリスを中心として再び見直されるようになり、キリスト教社会倫理における文脈だけではなく世俗化された正戦論が戦争と平和を巡る倫理的諸問題を論じる切り口として用いられている。

しかし、正戦論に対する批判は少なくない。正しい戦争があるのか、戦争における正義はあるのか、もしあるとすれば、それはどのようなものなのか——正戦論はこのような根本的な問題から、正戦論の解釈や適用に関わる技術的な問題まで多岐にわたって論じられている。戦争の正当性に対する批判的研究は既にロバート・ホームズ（Robert L. Holmes）やジョン・ヨダー（John Howard Yoder）等によってなされ、その正当性に疑問を投げかける、説得力のある議論が展開されている¹。

事実、正戦論を用いて戦争の正当性を総合的に論じるに当たっては、幾つかの複雑且つ困難な問題が存在する。その一つは、正戦論を用いて戦争の正当性を論じるにあたり、論者によって同じ戦争を対象とした場合において往々にして異なる倫理的判断に至る点である。例えば、マイケル・シーゲル（Michael Seigel）は、正戦論を用いることによりイラク戦争の正当性に疑問を投げかけている²。また、同じ論者においても、正戦論の枠組みの解釈や適用方法が個々の事例において異なることが挙げられる。例えば、ジーン・エルシュテインは、1991年の湾岸戦争においては正戦論の基準の一つ「正しい意図（right intention）」の基準が満たされていないことを指摘し、その正当性に否定的な見解を示している³。更にもう一つの問題は、シーゲルが指摘するように⁴、戦争を正当化する政治目的のために正戦論が利用される危険がある点であろう。

以上に指摘したように、正戦論を用いて戦争の正当性を総合的に論じるに当たっては幾つかの複雑且つ困難な問題が存在するが、その全てについて小稿で包括的かつ網羅的に検討することは不可能である。そこで、本稿では民間人保護に論点を絞り、民間人保護に関する正戦論の射程と限界を検討し、その改訂可能性について論じる。民間人保護について論じる理

¹ Robert Holmes, *On War and Morality* (Princeton: Princeton University Press, 1989); John Howard Yoder, *When War is Unjust: Being Honest in Just-War Thinking* (Minneapolis: Augsburg Publishing House, 1984).

² マイケル・シーゲル「正当戦争 vs 正義の戦争 — キリスト教正戦論の落とし穴 —」、『宗教と倫理』第3号（2003年）21-42頁中29頁。

³ Jean Bethke Elshtain, 'Just War as Politics: What the Gulf War Told Us About Contemporary American Life', in David E. Decosse (ed.), *But Was It Just?: Reflections on the Morality of the Persian Gulf War* (New York: Doubleday, 1992).

由は、戦争自体の正当性に疑問が提示されうる武力紛争が世界各地において頻繁に行われており、そこでは正当化しがたい攻撃によって数多くの民間人が死傷しているという、深刻且つ危急の問題が存在するという点にある。また、戦闘員を含む戦争犠牲者全てではなく民間人の保護のみに研究対象を絞る理由は、現代の武力紛争における戦闘員と民間人を犠牲者の数と比率との点で比較した場合、民間人の犠牲者数の方が圧倒的に多く、また比率も非常に高いという、より深刻な事実にある。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では正戦論の枠組みにおいて民間人に危害を加えることの禁止、抑制、及び正当化がどのようになされているかに注目し、その射程と限界を明らかにする。具体的には、民間人犠牲者に対する回復的正義の概念が正戦論において欠落しているという致命的な問題点を指摘した上で、正戦論に回復的正義を組み込むことができるか否か、それによって民間人保護を巡る正戦論の問題点が改善されるのか否かについて議論する。

本稿は三つの節に分かれる。第一節では、正戦論の枠組みでの民間人保護に係わる議論を把握するために、正戦論の定義と概念、また正戦論の枠組みの中における民間人保護の位置付けについて検討する。第二節では、正戦論の枠組みにおいて民間人保護を巡る判断に用いられる原則の不明瞭性の問題を検討し、正戦論の枠組みが民間人保護において不十分であることを指摘する。第三節では、回復的正義 (restorative justice) の具体的な実現方法の一つである補償 (reparation/compensation) について検討し、民間人保護に関する正戦論の限界が果たして克服可能であるかを探る。

1. 正戦論の概観及び民間人保護との関連

本節においては、正戦論についての基本的な全体像を把握し、正戦論と民間人保護との関連を明確にする。まず、正戦論の様々な正戦論に関する考えを概観することにより、正戦論の定義を探求する。次に、いかに正戦論の枠組みが民間人保護と密接に関連しているかを明確にするため、正戦論の枠組みにおける民間人保護について概説する。

一般に正戦論を論じるに当たり、「正戦論とは何であるか」という問いが想定されよう。例えば、神学者のオリバー・オドノヴァン (Oliver O'Donovan) は、正戦論を「戦争の実践を根本から矯正するための実践的な提案」⁵であるとし、また、正戦論は「現在、現時点——つまり我々が今この場に存在している状況——において、いかに判断の実践に関わっていくかを学ぼうとする者に対して道徳的指針を提示する」⁶と説明している。正戦論史家のジェームズ・ターナー・ジョンソン (James Turner Johnson) は、正戦論を「宗教的、法的、軍事的、そして政治的言説に附帯した論理的思考の形態である」⁷と叙述し、前述のエルシュテインは「戦争倫理に関する規範的原則と実践的な評価との複雑な化合物」⁸と論じている。国際関係学者のクリス・ブラウン (Chris Brown) は、正戦論は戦争の道徳及び倫理的

⁴ シーゲル、前掲、35-7 頁。

⁵ Oliver O'Donovan, *The Just War Revisited* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), pp. 12-3.

⁶ *Ibid.*

⁷ James Turner Johnson, *Morality of Contemporary Warfare* (New Haven: Yale University Press, 1999), p. 25.

⁸ Elshstain, *op. cit.* (1992), p. 44n1.

側面を議論するための共通の道德言語であると述べている⁹。また、政治学者であるテリー・ナーディン（Terry Nardin）は、「戦争は道徳的に制約されるという多様な見方の総称」¹⁰が正戦論として広く認識できるという提案をしている。正戦論が何かという問いに対しては多様な見方があり、その問いに対する回答は論者によって様々であるが、正戦論は、ある戦争が正しいか否か、また何故ある戦争が正しいかを考えるための倫理的枠組みである、という点において、彼らの間では大方の合意がなされていると考えることができよう。

以上に述べた基本的な正戦論の考え方及び立場を踏まえた上で、民間人保護の問題が正戦論の中でどのように扱われているかを検討するため、民間人保護に結びついた正戦論の枠組みを考察する。一般的に、正戦論は、戦争を開始する時の正義に関する「戦争の正義（*jus ad bellum*）」と、戦争時における個々の戦闘行為の正義に関する「戦争における正義（*jus in bello*）」との二つの部分に分けることができる¹¹。正戦論においては、民間人保護を巡る倫理的問題は「戦争における正義」の部分で扱われる。民間人保護を含む戦争における正しい行為を巡る倫理的問題は、「戦争の正義」の枠組みにおいて、二つの基準、つまり「非戦闘員免除（*noncombatant immunity*）」（「区別・差別（*distinction/discrimination*）」と言われることもある）の原則と「比例性（*proportionality*）」の原則によって規定されている¹²。具体的には、非戦闘員免除の原則は民間人への直接攻撃を禁止し、比例性の原則は軍事的な標的への攻撃は、その攻撃が民間人に対して惹き起す被害と比べて釣り合っていないとしないことを規定する¹³。それら二つの戦争における正義の原則に加えて、正戦論の枠組みにおいて民間人保護を巡る倫理的問題が論じられる際には、「二重効果（*double effect*）」¹⁴の原則が補完的に用いられることがある。それらの原則がどのように運用されるかについては、次節において詳細な検討を行う。

本節での考察を通して、大まかに言って正戦論は、ある戦争が正しいか否か、またその戦争が何故正しいかを考える倫理的枠組みであるということ、また民間人保護は正戦論の枠組み内において「戦争における正義」を構成する原則によって論じられるということが示された。次節では、それらの原則がどのように民間人保護を巡る倫理的問題と結びつくのかを明らかにするため、「戦争における正義」に係わる二つの原則とそれらを補完する「二重効果」の原則を考察する。

2. 正戦論における民間人保護に係わる原則の検討

本節では、まず非戦闘員免除と比例性の原則を検討し、これらの原則が民間人保護において

⁹ Chris Brown, 'Selective Humanitarianism: In Defence of Inconsistency', in Deen K. Chatterjee and Don E. Scheid (eds.), *Ethics and Foreign Intervention* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), pp. 31–50 at p. 45.

¹⁰ Terry Nardin, 'Introduction', in Terry Nardin (ed.), *The Ethics of War and Peace: Religious and Secular Perspectives* (Princeton, NY: Princeton University Press, 1996), p. 9.

¹¹ 近年になって第3の部分として「戦争後の正義（*jus post bellum*）」が論じられるようになったが、未だ一般的ではなく、また「戦争後の正義」は「戦争の正義」の基準に既に含まれていると考えることもできるため、本稿ではこれ以上立ち入らない。

¹² Johnson, *op. cit.*, pp. 18–9.

¹³ *Ibid.*

¹⁴ 「Double Effect」は「二重結果」と訳されることが多いが、ここでは加藤尚武『戦争倫理学』（ちくま新書、2003年）、78頁に従い、「二重効果」とした。

曖昧かつ恣意的な適用が可能であることを指摘する。次に、二重効果の原則が民間人保護を巡る倫理的問題に対しどのように機能するかを検討し、民間人保護における正戦論の限界を示す。

2.1. 非戦闘員免除の原則

まず、民間人保護における正戦論の限界を示すために、非戦闘員免除の原則を批判的に検討する。

非戦闘員免除の原則は、非戦闘員への直接攻撃の禁止を規定しているが、軍事作戦において付随的に非戦闘員に危害を及ぼすことは禁止していない。つまり、この原則は、比例性の原則と共に運用されることによって、攻撃によって予期される軍事的利点はその攻撃による非戦闘員への被害に釣り合っているという条件で彼らに付随的に危害を及ぼすことを許容する。非戦闘員免除の原則における民間人保護の理由付けは、非戦闘員保護の原則がどの程度まで比例性の原則から独立していると考えられるか、という問いを投げかける。

この問いについて、非戦闘員免除の原則を比例性の原則から独立していないと考える正戦論者がいる一方、他方で独立していると考える正戦論者もいる¹⁵。戦争における正義の枠組みにおいて民間人保護について倫理的判断をする時に結果の考慮よりも規則や原則の価値をより強調する正戦論者は「規則重視主義正戦論者」と呼ぶことができ、一般的に無害な人々（つまり民間人）を殺すことは悪い、という考えを強調する¹⁶。例えば、リチャード・ハリーズ（Richard Harries）は、非戦闘員免除の原則を戦争において遵守されるべき規則であることを強調して、「敵側にいる無害な者は、味方側にいる無害な者と同じく保護される権利を持っており、味方側の無害な者を正当な根拠なしに殺害することは殺人であり、また敵側の無害な者を正当な根拠なしに殺害することもまた同じように殺人である」¹⁷と論じている。

但し、この論評は、規則を重視する正戦論者全てが民間人に危害を加えることについて絶対的な禁止を唱えていることを必ずしも意味しない。むしろ彼らは、比例性の原則を用いることで、そのような危害が意図されていない結果として付随的に起き、また危害の程度が攻撃によりもたらされた軍事的利益と釣り合っていると考えられる場合において、民間人に危害を加えることは許容されると考えることが多い。ジョンソンはこの立場を、結果における「より少ない悪（lesser evil）」を引き合いに出して以下のように論じている。

戦争において対峙する恐ろしい出来事や行為は、あらゆる局面における悪と、他の相対的な悪との優先順位を巡る関係性において認識されなければならない悪とに分けられねばならない。この区別がなされた時、戦争において或る悪に対して激しい憤りを覚えるかもしれないが、更なる悪を避ける若しくは統制するため、その悪を道徳的に受け入れるかもしれない¹⁸。

¹⁵ 例えば、前者の代表としてウィリアム・オブライアン（William O'Brien）、後者の代表としてリチャード・ハリーズ（Richard Harries）が挙げられよう。

¹⁶ Richard Harries, *Christian and War in a Nuclear Age* (London: Mowbray, 1986), pp. 85-6.

¹⁷ *Ibid.*, p. 86.

¹⁸ Johnson, *op. cit.*, p. 18.

この立場では、非戦闘員免除の原則が比例性の原則への依存度が低いと見做されている。その理由は、正戦論における非戦闘員保護は、彼らに危害を加えるおそれのある特定の戦闘や攻撃を正当化することに第一義的な目的があるのではなく、そのような戦闘や攻撃を抑制及び禁止することにあるという、正戦論の根本的な認識に基づいているからである。例えば、シドニー・ベイリー Sydney Dawson Bailey) は、「正戦論は許容ではなく抑制と禁止によって成り立っている」¹⁹と論じている。また、ハリーズも、「正戦の目的は無害な者を保護することであり、軍事作戦を正当化することが第一義ではない」²⁰と論じている。

他方で、規則や原則より結果の価値をより強調する「結果重視主義正戦論者」がある²¹。結果を重視する正戦論者には、規則重視主義正戦論者と比較して、非戦闘員免除の原則をより柔軟に適用する傾向が見受けられる。例えば、ウィリアム・オブライアン (William W. O'Brien) は「道徳的な、区別の正戦原則は、戦闘行為への絶対的な制限ではない」²²と論じ、その理由として、「区別の原則は[カトリック]教会により積極的に唱道されたものではなく、絶対的に区別の原則を遵守することと、これまで継続的に認められてきた自己防衛の権利を行使することとは両立せず、後者を教会が受け入れる場合において、この原則は暗黙の内に却下される」²³と論じている。この議論の延長線上で、オブライアンは、「区別 (の原則) は、戦争においてどのように区別の原則が実践されているかについての解釈に照らし合わせて考慮することにより、最も良く理解され、最も効率的に適用される」と提言している²⁴。このような結果重視主義的立場においては、非戦闘員免除の原則は比例性の原則への依存度が高いと考えられよう。

これまで検討してきた非戦闘員免除の原則を巡る二つの見方の差が示唆することは、この原則が柔軟に解釈され適用される可能性を持っているということである。加えて、解釈及び適用の面における柔軟性が正戦論の枠組みにおける民間人保護についての曖昧さを生じさせることが懸念される。それ故、非戦闘員免除の原則における曖昧さが民間人保護とは必ずしも相容れない政治・軍事的アジェンダのために利用されることを許容するとしたら、正戦論は民間人を保護する枠組みであるとしても、その機能を十分に果たすことは望めないだろう。

本節では、正戦論において戦争における正義の枠組みを構成する原則の一つである非戦闘員免除の原則を検討した。非戦闘員免除の原則の限界は、解釈及び適用が柔軟であることから生じる曖昧さにあることを論じた。この限界は、更に、非戦闘員免除の原則の曖昧さが政治・軍事的アジェンダに利用され、結果として多くの民間人死傷者を生じさせることを許容することを示唆している。次節においては、戦争における正義の枠組みにおけるもう一つの原則である比例性の原則について詳細に考察する。

¹⁹ Sydney Dawson Bailey, *War and Conscience in the Nuclear Age* (Basingstoke, MacMillan, 1987), p. 3.

²⁰ Harries, *op. cit.*, p. 86.

²¹ 例えば、オブライアンやデービッド・フィッシャー (David Fisher) が挙げられよう。

²² William V. O'Brien, *The Conduct of Just and Limited War* (New York: Praeger, 1981), p.45.

²³ *Ibid.*

²⁴ *Ibid.* 強調は筆者による。

2.2. 比例性

民間人保護を巡る比例性の原則は、軍事上の標的に対する攻撃が計画ないし実際に遂行される時においては、予期される軍事的利点が、攻撃によって惹き起される民間人への付随的被害に対して釣り合ったものでなくてはならないことを規定している。この原則の目的は、民間人保護に関する倫理的判断を行うにあたって結果価値の考慮を正戦論の枠組みに組み込むことにある。

比例性の原則の問題点は、非戦闘員免除の原則と同じく、解釈及び適用が柔軟であることに起因する曖昧さにある。問題の原因は、比例性の原則においては攻撃による民間人への付随的被害は軍事的利点に「釣り合って」いなくてはならないという漠然とした規定である点にある。解釈や適用において柔軟であること自体は、必ずしも比例性の原則の欠陥を意味しない。しかし、柔軟であるが故、釣り合っていることを示す具体的な程度や規模についての考えを提示していない点において曖昧さがある。ベイリーは比例性の原則の性質について、「(釣り合いが取れているという判断は) 必然的に主観テストであり、軍事司令官による困難な決断を必要とするものであり、また決断に至るにあたっては冷静なデカルト的計算が必要である」²⁵と論じている。この意味で費用便益計算における均衡点は、比例性の原則を利用する者の解釈と適用に左右されると言えよう。

以上に加えて、釣り合いを巡る解釈における比例性の原則の曖昧さは、この原則の運用の恣意的な操作という可能性を孕んでいる。事実、主観的判断に基づくことによる曖昧さの問題は、軍事作戦において民間人に危害を及ぼすことを正当化するという政治的動機に基づいた利用への深刻な懸念を呼び起こす。釣り合いの判断はその主体に左右されるため、政治的操作は常に起こり得る。実際、比例性の原則は、政治的、軍事的な目的のために利用されている。コーテスは、「比例性の原則を誇張して、また無批判に適用することが一般的に見受けられる」²⁶と指摘している。

比例性の原則の政治的・軍事的操作の問題を浮き彫りにするため、国際人道法における比例性の原則を例に取って考察してみよう。その理由は、正戦論における比例性の原則が実際の戦争や戦争行為の正当化に用いられた場合、国際法における比例性の原則と同じ問題に直面するからである。国際赤十字委員会によるジュネーヴ条約追加議定書の注釈書(Commentary)によると、国際人道法における比例性の原則は「ある程度まで主観的評価に基づいている」²⁷とされている。比例性の原則の主観的特性は、少なくとも法律解釈という文脈においては問題が少ないだろう。何故ならば、国際人道法は、その条項は適切に解釈され適用されるという前提に基づいているからである。条項の適用における国際人道法の立場は、注釈書での比例性の原則を解釈している箇所に表れている。注釈書は、「(比例性の原則の) 解釈は、軍事司令官達にとってとりわけ常識と善意の問題でなくてはならないし、彼らは慎重に人道的利益と軍事的利益を比較判断しなくてはならない」²⁸と謳っている。

²⁵ Bailey, *op. cit.*, pp. 28-9.

²⁶ A. J. Coates, *The Ethics of War* (Manchester: Manchester University Press, 1997), p. 182.

²⁷ ICRC, *Commentary on the Additional Protocols of 8 June 1977 to the Geneva Conventions of 12 August 1949* (eds.) Yves Sandoz, Christophe Swinarski and Bruno Zimmermann, with Jean Pictet (Geneva: Martinus Nijhoff, 1987), p. 683.

²⁸ *Ibid.*, pp. 683-4.

国際人道法における比例性の原則についての規定は、果たしてこの原則が民間人保護のために善意に基づいて解釈・適用されるか否か、という問いを投げかける。軍事作戦の偶発的結果として生じる民間人への危害のことを婉曲に表現した「付随的被害 (collateral damage)」について考えてみよう。軍における弁明者は、民間人保護に最大限の注意を払っていると論じる場合がある。例えば、英国防省報道官はイラク戦争における民間人死傷者に関して、「紛争中においては、民間人死傷者を最小限にするために多大な努力をしていた」²⁹という声明を出している。しかし、大規模な戦闘が行われた期間（2003年3月～同5月）において数千人のイラク民間人が連合軍側により殺されたとされる³⁰。果たしてこの規模の民間人死者が比例性の原則を根拠として正当化されるか否かは議論されるべき点であり、また実際に「善意に基づいて」比例性の原則が用いられたのか否かについても検証されるべき余地がある。事実、2005年11月にイラク中部ハディタで起きた、米海兵隊がイラク民間人を殺害した事件³¹をはじめとして、比例制の原則に反していると考えられるような民間人殺害に関する事件が複数伝えられている。

本節では、戦争における正義の枠組みを構成する二つの原則の内、比例性の原則について批判的な検討を行った。比例性の原則は紛争における民間人死傷者の絶対数と全死傷者に対する相対比率を制限するための原則であると理解されるのが適切であるが、この原則は具体的な値や基準を提示しないため、その解釈や適用が柔軟になる。また、解釈及び適用における柔軟性は比例性の原則を曖昧なものにし、結果として政治的・軍事的な目的のために操作される危険がある。つまり、比例性の原則の問題点は、この原則が機能しない点に問題があるのではなく、むしろこの原則が容易に濫用されてしまう危険性がある点が問題であると考えられよう。次節では、正戦論における民間人保護の問題を更に検討するため、二重効果の原則を考察する。

2.3. 二重効果

二重効果の原則は、正戦論における戦争における正義の枠組みを構成する二つの原則である、非戦闘員免除と比例性の原則と共に、民間人死傷者が伴う戦闘行為を正当化するために用いられる。正戦論において民間人保護に係わる二重効果の原則には幾つかの派生形があるが、最も権威のあるものの一つにポール・ラムゼイ (Paul Ramsey) による定義が挙げられる。ラムゼイは、「ある行為のもたらす悪しき結果に対して責任を負わないために」³²全て同時に満たす必要のある二重効果の四つの条件を提示している。それら四つの条件は以下の通りである。すなわち、①行為自体がその性質及び目的においてにおいて善きこと、若しくは少なくとも受容できることでなければならない、②悪しき効果ではなく善き効果が意図され

²⁹ Quoted in Simon Jeffery, 'War may have killed 10,000 civilians, researchers say', *Guardian* (13/6/2003), p. 18.

³⁰ Calculated from the Iraq Body Count database; http://www.iraqbodycount.org/database/bodycount_all.php?ts=1149597599. Access on 26/8/2007.

³¹ Tim McGirk, 'One Morning in Haditha', *Times* (27/3/2006); and Suzanne Goldberg, 'Marines may face trial over massacre', *Guardian* (27/5/2006), <http://www.guardian.co.uk/frontpage/story/0,1784387,00.html>. Accessed on 3/6/2006.

³² Paul Ramsey, *War and Christian Conscience: How shall Modern War be conducted justly?* (Durham, NC: Duke University Press, 1961), pp. 47-8.

ていなければならない、③善き効果は悪しき効果を用いることによってもたらされてはならないが、双方の効果は（少なくとも）道徳的に無関係な行為を原因として同時に発生するものでなければならない、④善き効果においては、悪しき効果を許容するに相応の重要な理由がなくてはならない³³。

二重効果の原則は、既に検討した二つの原則（非戦闘員免除の法則及び比例性の原則）と共に、ある条件下において民間人に危害を加えることを正当化するために利用される。正当化の理由付けは三つの段階に分けることができる。最初に、非戦闘員免除の原則は、民間人が不正に危害を受けてはならないことを規定する。この段階においては、民間人に危害を加えることはいかなる状況であっても悪いことであり、また許容されないことと考えられる。次に、二重効果の原則は差し当たり、民間人への被害（悪しき効果）が軍事的目標物の無力化を意図した正当な攻撃（善き効果）によって付随的に生じたという条件下においては、民間人への危害が許容されると規定する。この段階においては、もし民間人への危害を許容するに相応の重要な理由がある限り、民間人へ付随的に危害を加えることは許容されると考えられる。最後に、比例性の原則が、民間人に危害を与えることを許容するに相応の重大な理由として、民間人への付随的な被害は軍事的利点に釣り合っていないなければならないということを提示する。この段階において二重効果の原則は既に検討した二つの原則（非戦闘員免除の法則及び比例性の原則）と共に用いられることにより、民間人の被害が軍事的利点と比較考量した上で釣り合っていないければ、たとえ民間人の被害が付随的であっても許容されるものではないことを規定する。

二重効果の原則は一般に民間人保護のための有効な枠組みであると考えられている³⁴。二重効果の原則の支持者は、「正当化され得ない場合において人間の生命を奪うことは悪しきことであるという道徳的確信」を持っており、また「年齢、性別、肉体的状態、知的能力といった共通な人間の特性は殺すことの正当化の根拠となり得ない」³⁵という前提に立っている。しかし、戦争において人間に危害が及ぶことはほぼ不可避免的であり、民間人は攻撃からの保護が法的に担保されているにも拘らず犠牲となっている。この現実を踏まえると、二重効果の原則を適用するにあたっては、どのような条件下において人間の生命を奪うことがやむなしとして許容されるのかについて考慮するための倫理的指針が必要となるだろう。二重効果の原則は民間人に危害を及ぼすことをある条件下において許容するという点において、民間人への危害を正当化するための最も有効な手段の一つと見做すこともできる。フィッシャーは、「二重効果の原則は、現代の正戦論者にとって、非戦闘員免除に与えられた絶対的な地位についての妥協無き厳密さを和らげることを可能にした」³⁶と論じている。二重効果の原則を戦争における正義の枠組みに取り込むことにより、無実の者は殺されてはならないと考える正戦論者は、無実の者を殺害することの絶対的禁止という規定と実際の戦争におい

³³ Ibid.

³⁴ Richard J. Regan, *Just War: Principle and Cases* (Washington D.C.: Catholic University Press, 1996), pp. 95-6.

³⁵ John N. Noonan Jr., 'Three Moral Certainties', in Carl Fucarotta (ed.), *The Leader's Imperative: Ethics, Integrity, and Responsibility* (West Lafayette, Indiana: Purdue University Press, 2001), pp. 3-14 at p. 10.

³⁶ David Fisher, *Morality and Bomb: An Ethical Assessment of Nuclear Deterrence* (London: Croom Helm, 1985), p. 30.

て彼らが殺害されているという事実とのジレンマを避けることができる。トニー・コーディー (C. A. J. Coady) もまた、「正戦論者が予期される悪しき副次的効果と行為において求められる善きこととが釣り合う必要性を主張するのは、悪しきことが起り得る可能性と危険とを考えてのことである」³⁷と二重効果の原則を支持している。

以上に展開した肯定的評価とは逆に、二重効果の原則において問題となるのは、この原則を恣意的に操作して使用することができ、またそのために誤用や濫用される危険がある可能性があるという点にある。特に、二重効果の原則が判断に用いられる際には、解釈のみならず適用が往々にして使用者の意のままになりがちであることが挙げられる。デーヴィッド・オダーバーグ (David Oderberg) は、「二重効果の原則の適用には、使用者の心理状態についての証拠の収集と解釈とを必要とする」³⁸と警告している。この警告は、二重効果の原則は、政治・軍事的目的のために恣意的に操作される可能性、若しくはその危険性があることを示唆している。

二重効果の原則が柔軟に解釈・適用できるという事実は幾つかの問題を提示する。そのうちの一つは、使用する者によって柔軟に解釈・適用できることに起因する曖昧さの問題が挙げられる。二重効果の原則によると、軍事目標物への意図的な直接攻撃は、その攻撃によって付随的に惹き起される民間人への被害が予期される軍事的利益と釣り合っている場合において許容される。ここでの論点は、「釣り合いが取れている」という判断が二重効果の基準を使用する者の解釈と適用とに左右されるということであろう。この解釈が正しいとすれば、そこから帰結される最も懸念されることの一つに「滑り易い坂 (Slippery Slope)」³⁹と一般に呼ばれる問題点が指摘できよう。つまり、攻撃を行うには民間人への被害という悪しき効果を許容するに相当の重大な理由——軍事目標物による脅威を除去する必要——が要請されるが、段々と理由の重大さが軽んじられ、攻撃を正当化するに足る閾値がなしくずし的に下げられるおそれがある。一度、予見できる民間人への被害が二重効果の原則によって許容されると、次回において閾値が下がり、より容易に正当化がなされ、さらに結果として民間人に被害を及ぼす攻撃が奨励されるのみならず、釣り合いという名の下における慣行となり得る可能性がある。

「滑り易い坂」の問題点に加えて、二重効果の原則における曖昧さの問題点は、民間人への被害を制限するという正戦論の精神とは正反対の考えが導き出される可能性をも示唆している。何故ならば、二重効果の原則は適用される際に過度にまで使い勝手が良いからである。そのため二重効果の原則は、民間人を保護することではなく、民間人への危害を正当化することを主眼として使用されるおそれがある。オブライアンは、

もし差別 [= 区別] の原則が非戦闘員保護の最大化を命ずる相対的な原則であるならば、非軍事的目標物に損害を与えることが避け得ない意図であることを認め、それ故に差別

³⁷ C. A. J. Coady, 'Escaping from the Bomb: Immoral Deterrence and the Problem of Extrication', in Henry Shue (ed.), *Nuclear Deterrence and Moral Restraint: Critical Choice for American Strategy* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), pp. 163-225 at p. 176.

³⁸ David S. Oderberg, *Applied Ethics: A Nonconsequentialist Approach* (Oxford: Blackwell, 2000), p. 223.

³⁹ Wibren van der Burg, 'The Slippery Slope Argument', *Ethics* vol. 102, no. 1 (1991), pp. 42-65.

の原則にある程度までの違反が予見されながらも軍事的目標物の無力化が主な意図である行為を説明するために二重効果の原則を利用することは可能に思われる⁴⁰。

非戦闘員免除の原則を相対的な原則として位置づけ、軍事目標の無力化が意図であることを理由に非軍事目標に損害を与えることを無制限に正当化できるというオブライアの解釈は、再検討の必要がある。その理由は、二重効果の原則において最も重要な点は意図的に悪行を為すことを禁止することにあるが、オブライアの議論は、意図的な悪行を正当化する根拠として二重効果の原則を利用することが許容されるような示唆を含むからである。このような二重結果の原則の解釈は、民間人への意図的な直接攻撃の禁止という正戦論における民間人保護の根本的前提と相反する考えを提示している。

以上に述べたように、二重効果の原則を取り巻く問題点は、実際にはこの原則が誤用・濫用される、またはその危険があることにある。結果として、正戦論において描かれている民間人保護とは相容れない政治的・軍事的目的を推進するための道具として利用される可能性を残している。本来、二重効果の原則の利点は民間人への危害を制限することであり、この特性は正戦論の精神と通じているはずだからである。

本節において、二重効果の原則の問題点は、この原則が誤用や濫用されがちであることのみならず、政治的・軍事的思惑により操作される可能性があることを論じた。結果として、二重効果の原則は政治的に操作され、実際には民間人保護のために機能しない危険を孕んでいると結論付けても良いだろう。最終節では、軍事作戦における民間人犠牲者への補償の問題を議論することによって、正戦論が民間人保護のための適切な枠組みであるか否かを検討する。

3. 回復的正義としての補償

これまで論じてきた問題を解決するための方策を提示するために、本節においては、軍事作戦によって惹き起された民間人の被害に対する補償の問題について議論する。初めに、民間人犠牲者への補償が正戦論の枠組みに組み込まれていないことを指摘した上で、正戦論が民間人保護のための枠組みとして不十分であることを論じる。次に、補償を巡る戦争に関連する法律の検討を通して、民間人犠牲者への補償という概念を盛り込むことによって正戦論において欠落している正義の問題を改善することができるか否かを議論する。最後に、補償の概念を正戦論に盛り込むことによって民家人犠牲者が被る不正の問題は解決できるか否かを議論する。

民間人保護における正戦論の最大の問題は、正戦論の枠組みにおいて民間人犠牲者への回復的正義という概念が欠落している点にある。武力紛争における民間人犠牲者に対する回復的正義の必要性について、マーガレット・ウォーカー (Margaret Urban Walker) は、「回復的正義は犠牲者の窮状を中心に考え、犠牲者が苦しんだ害悪を修復することのみに向けてのプロセス及び結果を方向づける」と論じている⁴¹。ウォーカーによると、被害者が必要とす

⁴⁰ O'Brien, *op. cit.*, p. 47.

⁴¹ Margaret Urban Walker, *Moral Repairs* (Cambridge: Cambridge University Press, 2006), p. 217.

るものを認識し、彼らに対して回復を行う義務を加害者に課すことによって壊れた関係を回復することに回復的正義の狙いがある⁴²。

民間人犠牲者への回復的正義についての考慮の欠如は、正戦論の枠組みにおいて軍事的目標物への攻撃の結果として生じた民間人の被害に対する補償が全く論じられていないことにおいて明らかである。民間人への危害の考慮の欠落は、正戦論において特に問題となる。何故ならば、民間人犠牲者の問題を看過することは、正戦論が民間人犠牲者の補償を受ける権利を否定していると解釈できるからである。この点において、民間人保護を正当化する枠組みとしての正戦論にその重大な限界があると考えられよう。

それでは、補償に関する戦争関連法規を援用することにより、果たして民間人保護を巡る正戦論の限界を改善することができるのであろうか。民間人への被害に関する補償については、ある紛争当事国による不法行為によって生じた被害や損害に対して当事国が補償の責任を負うこと、つまり補償の法的義務が課せられることが国際人道法で定められている。1977年ジュネーヴ条約第一追加議定書第九一条によると、ジュネーヴ条約及び議定書の条項に違反した紛争当事国は、案件が求める場合において補償の責を追うことが定められている。また、この法規は慣習法的観点からも多くの国家によって慣行とされており、それは「国際及び非国際武力紛争に適用される国際慣習法の規範として」機能している。⁴³また、国内法の枠組みに補償の問題が組み込まれている。例えば、英国国防省による『武力紛争法の手引き (*The Manual of the Law of Armed Conflict*)』では、補償について以下のように記述されている。

国際的な不法行為に責を負う国家は、その行為によって生じた傷害・損害に対して完全補償を行う義務が課されるということは、国際法原理である。この原理は、国家がその軍隊を構成する人員によって犯された法律違反に責任を負い、訴訟の求めるところにより、補償する法的責任を負うという点において、武力紛争法にも及ぶ⁴⁴。

当然ながら、民間人を殺害または迫害する行為は国際人道法違反であり、不法行為への法的責任を負い、この点において国際人道法や軍内規において補償という形での復旧の義務が課されている。実際、英軍は 2003 年イラク占領中、身柄拘束中に英軍兵士により不法に殺害されたイラク人ホテル受付係バハ・ムサの家族に対し、金銭による補償を提案したと伝えられている⁴⁵。また、2005 年バスラにおいて、自国軍兵士を救出するための英軍による地元警察署への強行突入に際して発生したイラク民間人の死傷者に対して英政府が補償をするという声明が、在イラク英国領事館及びバスラ地方議会より出された⁴⁶。このように、民間人犠牲者への補償が実施される場合、金銭的補償という形で行われることが多い。

⁴² *Ibid.*, p. 15.

⁴³ Jean-Marie Henchaerts and Louise Doswald-Beck (eds.), *Customary International Humanitarian Law* (Cambridge: Cambridge University Press, 2005), p. 537.

⁴⁴ UK Ministry of Defence, *The Manual of the Law of Armed Conflict* (Oxford: Oxford University Press, 2004), p. 418.

⁴⁵ Andrew Johnson, Francis Elliott and Severin Carrell, 'Iraq Abuse Scandal: Ministry of Defence Accused of Buying Silence of Families' over Civilian Deaths', *Independent on Sunday* (20/6/2004), p. 13.

確かに、不法行為の結果としての民間人への被害に対して補償を規定する点において、国際人道法は戦争における正義の枠組みの第三原則として補償の原則の青写真を提示すると考えられる。しかし、国際人道法の限界は、付随的に発生した民間人への被害に対する補償の規定がなされていない点にある。つまり、紛争当事者は軍事的目標物への攻撃が正当と見做される場合において、その攻撃の結果として付随的に惹き起された民間人への被害に対して法的責任を負わない。言い換えれば、国際人道法の枠組みにおいては、攻撃による民間人の被害が付随的かつ軍事的利益に釣り合っている場合、紛争当事者は民間人への補償を免除される。その結果、国際人道法においては、正当と見做される攻撃において被害を受けた民間人には不正の是正や正義の回復の主張が保障されていないということになる。実際には、せいぜい民間人犠牲者やその家族には稀に謝罪や弔辞を供されるだけに止まるというおそれがある。この点において国際人道法を正戦論における民間人保護に援用することには限界があると考えられる。

最後に、民間人犠牲者への補償の概念が正戦論の枠組みに加えられたと仮定して、「補償の原則 (principle of reparation)」について検討してみよう。既存の枠組みに補償の原則を組み込むことに関して懸念されることは、それぞれ非戦闘員免除、比例性、二重効果の原則のように、果たして補償の原則もまた柔軟に適用されるか否かという点である。濫用に関する最悪の筋書きは、政治・軍事上層部により、補償さえすれば民間人に危害を加えることは正当化されるという言い訳として利用されることである。民間人に被害を及ぼす軍事行動を正当化するための道具として補償の原則を政治的にハイジャックするという最悪の筋書きを避けるためには、良心と善意によって運用される必要があるが、やはり恣意的な適用の可能性は否定できない。

補償の原則は政治的に利用される危険があるにもかかわらず、民間人が被った不正——具体的には攻撃による被害——を完全には回復しなくとも、少なくとも部分的には緩和させるという点において、国家による正義の主張に貢献するものと考えられる。民間人犠牲者への補償という考えは、伝統的にも現代の正戦論においてもその枠組みの中に見出すことはできないが、必ずしも組み込むことができないということを意味するわけではない。逆に、補償の原則は戦時下における最も有効かつ現実的な民間人犠牲者への救済策の一つであり、民間人犠牲者だけではなく政策決定者や軍人に対しても恩恵をもたらすことになる。何故なら、戦争において不正を犯した国家が誠実に補償を実践するならば、その国家の過ちと責任に対する非難を緩和させる能力と可能性を秘めているからである。

正戦論の基準を完全に満たす戦争は殆ど存在し得ないにも拘らず、国家は時として民間人死傷者を伴う軍事力を行使しなければならない・せざるを得ない状況に追い込まれることがある。この事実を認識するならば、民間人犠牲者への補償を実践することは非常に重要なことだろう。多くの紛争において明らかなように、戦闘員による民間人の殺害といった不正行為は起り得る。正戦論においては、そのような民間人への不正行為が必ずしも無条件に全体的な戦争の正義を否定するわけではないが、だからと言ってそのような不法行為が許容されるわけではない。何らかの回復的方策が取られない限り、不正行為は非難され続け、その非

⁴⁶ Ben Russell, 'UK offers payout for victims of Basra raid', *Independent* (12/10/2005), p. 23.

難は緩和されることが無いだろう。この意味において、民間人犠牲者への補償が望まれるのみに止まらず必要とされている。補償に具体化されるような回復的正義の概念に基づく何らかの施策は国家による軍事力行使の正当性及び戦争における正義の実践を裏付ける。また、それ以上に重要なことは、補償を実施することが不正行為によって苦しめられた犠牲者にとって緊急の課題なのである。

本節では、正戦論の枠組みにおける民間人保護の限界を示すため、民間人犠牲者への補償について検討した。正戦論の問題は、民間人犠牲者への回復的正義について看過されている点にあると論じた。また、回復的正義の具体的なあり方の一つとしての補償の概念を組み合わせることにより、正戦論の限界を改善することかできるのか否かについて検討した。更に、改善のための方策が必ずしも正戦論の問題を完全に解決するわけではないことも論じた。その理由は、回復的正義の概念が補償の原則として正戦論の枠組みに組み込まれた場合、補償の原則は既に検討した政治・軍事目的のための恣意的操作や濫用のおそれを免れない点にある。

おわりに

本稿では、民間人保護という特定の問題に焦点を絞って正戦論を改訂する可能性を探究してきた。第一節では、正戦論の概観について考察し、またどのように正戦論が民間人保護と関連しているかについて検討した。第二節では、正戦論の枠組みにおいて民間人保護に係わる三つの原則に焦点を当て、正戦論において民間人保護がどのように行われるかについて批判的検討を行った。議論を通して、民間人保護における正戦論の主な問題点は、民間人保護のために用いられる原則の曖昧さにあり、その曖昧さは原則が柔軟に解釈及び適用できることから惹き起されることを示した。また、比例性の原則の曖昧さが政治・軍事目的の恣意的操作や濫用を許すおそれを持っているということを論じた。つまり、戦闘に付随的に生じかねない民間人の犠牲を防ぐための現行原則では不十分であることを示した。第三節では、正戦論の枠組みにおいて回復的正義に係わる議論がなされていない点において民間人保護における正戦論の限界があることを批判的に検討した。それは民間人犠牲者に与えた不正を看過している点にあり、回復的正義という概念を導入することにより限界を克服するための道筋を示した。民間人犠牲者への補償という概念を枠組みに組み込まない限り、正戦論は民間人保護の倫理的枠組みとして全く不十分である。更に、もし補償が正戦論の原則として組み込まれたとしても、慎重な適用がなされない限り、政治・軍事目的のために恣意的な操作や濫用が行われる可能性が残ることを論じた。

本稿において最も強調されるべき点は、以下にまとめることができる。(一) 正戦論は柔軟に解釈・適用でき、このことはある戦争の正・不正の判断において曖昧さを提示する。

(二) 正戦論における民間人保護の枠組みも例外ではなく、柔軟に解釈・適用でき、また曖昧さを含むが故に、容易に政治・軍事目的に利用されるおそれがある。(三) 民間人保護において正戦論に欠落しているのは民間人犠牲者への回復的正義の考慮であり、この点において正戦論の限界がある。(四) 回復的正義の概念を正戦論に組み込むことによって正戦論における民間人犠牲者の問題は多少なりとも緩和されることが見込まれる。それ故、正戦論の限界を克服するためには補償の原則を採用することが推奨される。(五) しかし、一旦補償

の原則が正戦論に組み込まれると、その原則は既に（二）で指摘したように、柔軟に解釈・適用され、また曖昧さを含むが故に容易に政治・軍事目的に利用されるおそれを避け得ない。以上五点である。

さて、ここまでの議論では、正戦論は民間人保護には使えない、若しくは逆に民間人の殺傷を正当化するための政治的道具に過ぎないという印象を与える向きがあるだろう。確かに、これらの点を指摘して正戦論は使えない枠組みであると切り捨てることは可能であり、非常に容易なことである。しかし、正戦論は民間人を殺傷することを必ずしも常に正当化するわけではない。一部の政策決定者や正戦論者が正戦論を政治目的のために利用することで軍事力による民間人の殺傷を正当化するというのがより正確であり、また問題の核心であると考えられる。

最後に、正戦論の建設的批判という文脈において民間人保護における正戦論を肯定的に評価するならば、正戦論は民間人保護のための規範的議論のための枠組みとして有効に利用することができることが挙げられよう。もし正戦論が戦争の禁止と抑制という本来の精神に則り、良心と善意とに基づいて運用される場合、正戦論は民間人保護のための枠組みとして有効に機能することが見込まれる。また、当事者達にそのように行為を促すことが期待される。その理由は、これまで論じてきたように、民間人の殺傷を正当化することが正戦論の第一義ではなく、民間人の殺傷を禁止・制限することにより民間人の保護を処方・推進することこそ正戦論の本義があるからである。正戦論では不正な戦争を完全に防止することはできないが、補償の原則を組み込むならば、その不正の度合いを減じることは可能となるというのが本稿の結論である。